

八王子市職員の通勤手当等不正受給に係る第三者検討会の検討状況 及び今後の対応の方向性について

1 報告趣旨

本市職員における諸手当(通勤手当、扶養手当及び住居手当)に係る不正受給事案について、「八王子市職員の通勤手当等不正受給に係る第三者検討会」(以下「第三者検討会」という。)において全4回にわたり検討してきた。本報告は、検討状況を整理するとともに、現時点における講ずべき再発防止策の基本的方向性を示すものである。

なお、具体的制度設計や行程の詳細については、今後精査の上改めて報告する。

2 報告内容

(1) 第三者検討会について

ア 目的

多数の職員が諸手当の不正受給に至った背景や原因及び本市が行った実態調査や手当支給後の管理体制等について、外部有識者等の第三者による検証を行い、今後の再発防止策の策定並びに各種手当等に関する制度及び管理体制の見直しに反映させることを目的とする。

イ 構成

(敬称略)

氏名	所属等
中澤 さゆり	弁護士(南鷹法律事務所)
白石 賢	大学教授(東京都立大学都市環境学部教授)
山本 法史	社会保険労務士(社会保険労務士法人山本労務統括代表社員)
村木 風海	炭素回収技術研究機構株式会社(CRRA)代表取締役機構長
田畑 敏子	市民団体代表
宮川 純	NPO法人八王子視覚障害者福祉協会理事長

ウ 開催状況

第1回 令和7年(2025年)11月25日(火)

第2回 令和7年(2025年)12月11日(木)

第3回 令和8年(2026年)1月26日(月)

第4回 令和8年(2026年)2月16日(月)

(2) 第三者検討会の検討状況の主な意見

ア 原因

(ア) 組織の要因

- ・自己申告に依存し、管理体制が形式的
- ・定期券購入証明、利用履歴等の客観的確認の不備
- ・年末調整など他の事務等との連携不足
- ・一斉調査の未実施
- ・繁雑な手続

(イ) 個人の要因

- ・制度の理解・認識の不足
- ・通勤方法に裁量があるとの誤認
- ・受給内容の把握不足など意識の欠如
- ・公務員倫理、服務規律に対する理解不足
- ・制度に対する不満

イ 慣例・慣行・組織文化についての意見

- ・通知は出すが運用が属人的
- ・チェックの形骸化が不正を許容する雰囲気をもたらし助長
- ・自己申告に依存し、検証プロセスが不十分
- ・管理職による「声掛け」程度の確認が生む馴れ合い
- ・部署間の縦割りによる連携不足
- ・前例踏襲により考えない文化が醸成
- ・情報過多ですべての内容を詳細まで把握が困難

(3) 今後の対応の方向性について

ア 再発防止策の検討手法

第三者検討会での意見を踏まえて、「動機」「機会」「正当化」の三要素から不正を捉える「不正のトライアングル理論」を用いて原因の分析を行い、再発防止策について検討を行った。(別紙参照)

個々の職員の問題として矮小化することなく、制度設計・運用・確認の各段階における組織全体としてのコンプライアンス意識の低下による問題として、受給者本人の確認責任及び管理責任を明確化することにより管理体制を厳格化する「再発防止策」を3月中に取りまとめ、4月から取り組んでいく。

イ 再発防止策における主な具体的取組

(ア) 制度・仕組み

a 全庁統一的な実態確認

- ・所属長面談時に統一チェックシートに基づく、定期券やICカード履歴確認の実施
- ・住居手当受給者に、住民票や契約書等の確認書類の提出を義務化
- ・扶養手当受給者に、住民票や課税証明書等の確認書類の提出を義務化

b 諸手当の認定基準の明確化及び制度・運用の見直し

- ・通勤手当の手引き、扶養手当認定基準などについて、あいまいな表現を避け、具体例を示すなど職員に分かりやすい工夫を行う。
- ・複雑な要件や認定基準などを実態と照らし合わせて見直しを行い、制度・運用を簡素化する。

(イ) 組織文化・意識

a 管理職責任の明確化、制度誤認の防止

- ・部下の受給状況確認は管理職の責務であることを周知
- ・届出と受給内容の整合性確認は受給者本人の注意義務であることを周知

b 不正を正当化しない組織風土の醸成

- ・公務員倫理研修の定期的・継続的实施
- ・職業的自尊心やエンゲージメントを高める研修の実施
- ・分限・懲戒条例の公平・公正かつ適切な運用

(ウ) 信頼の回復

a 公務員としての倫理感と責任感のある職員の育成

- ・ 公務員倫理研修の定期的・継続的实施（再掲）
- ・ オープンバッジ制度を活用したスキルの可視化
- b 組織・体制の強化、組織責任の明確化
 - ・ コンプライアンス推進担当課長の配置予定
 - ・ 行政監察担当の設置予定（予防監察によるチェック体制の強化）
 - ・ 公務員の告発義務（刑事訴訟法第 239 条の 2）の適切な運用

3 今後の予定

令和 8 年(2026 年) 3 月中 再発防止策の作成
庁内周知及び議会報告（Sidebooks）

令和 8 年(2026 年) 4 月 再発防止策を順次実施
※実施状況及び効果検証結果については、適時公表する。